

尼崎市監査公表第6号

平成28年度及び過年度の包括外部監査の結果報告に対する措置の公表について
地方自治法第252条の38第6項の規定により提出された包括外部監査の結果報告に
対して、市長から別紙のとおり措置を講じた旨の通知があったので、同条第6項の規定に
より公表します。

平成30年3月30日

尼崎市監査委員	今	西	昭	文
同	藤	川	千	代
同	久	保	高	章
同	松	澤	千	鶴

措置通知表【包括外部監査】

1 措置を講じた団体	教育委員会事務局（スポーツ振興課）
2 監査結果報告日	平成 29 年 2 月 20 日
3 措置通知日	平成 30 年 3 月 14 日
<p>4 監査結果の内容</p> <p><u>管理業務の再委託について事前承認漏れ（結果）</u></p> <p>「指定管理者制度について（指針）」（平成 26 年 4 月最終改訂）4 指定管理者による業務の委託には、「指定管理者は、指定管理者制度の趣旨から見て、施設の管理に係る業務を一括して第三者へ委託することはできないが、清掃、警備など個々の具体的業務については、地方公共団体の承認があれば第三者へ委託することができる」と定められている。</p> <p>当該指針を受け、尼崎市立社会体育施設の管理に関する仮基本協定基本協定書第 17 条には、「指定管理者は、管理業務の処理を第三者に委託し、または請け負わせてはならない。ただし、利用の許可及び使用料の徴収に係る業務を除き、事前に、市が別に定める基準に従い、承諾を与えた場合はこの限りではない。」と定められており、利用の許可及び使用料の徴収に係る業務を除き、指定管理者が業務の一部を第三者に委託する場合には、事前に尼崎市へ申請し、承認を受けることが必要とされている。</p> <p>社会体育施設の管理業務のうち、消防用設備保守点検業務など約 60 の業務内容について、平成 27 年度については、指定管理者から、地区体育館は 7,765 千円、屋内プールは 4,843 千円の委託料の支出が報告されている。しかし、当該委託契約全件について、事業報告書上の事後報告はあったものの、事前の尼崎市への再委託の申請はされていなかった。</p> <p>このため、結果的には、事業報告書の査閲により所管課の事後承認は得ているものの、基本協定書第 17 条違反であり、また、再委託の状況の所管課によるモニタリング不足により、再委託の理由、委託先の選定が適切かどうか、所管課が確認することなく業務の一部が第三者へ再委託されてしまっている状態であった。</p> <p>今後は、基本協定書第 17 条に従い、第三者への委託については、尼崎市の事前承認を受けた上で、再委託をする必要がある。手続の漏れを防止するためには、毎年指定管理者から尼崎市へ提出する事業計画書の添付資料として管理業務の第三者への再委託の承認を申請する様式を予め定めておくことが有用である。</p> <p style="text-align: right;">（社会体育施設）</p>	
<p>5 措置内容要旨</p> <p>これまで再委託契約の承認は事業報告書による事後報告で行っていたが、不適切な再委託契約はなかった。しかしながら、これは基本協定書第 17 条に抵触するため、再委託の承認を申請する様式を定め、指定管理者が再委託を行う際には、事前に市の承認を行うように事務を改めた。</p>	

※ 「平成 28 年度 包括外部監査結果報告書」掲載ページ P68

措置通知表【包括外部監査】

1 措置を講じた団体	教育委員会事務局（スポーツ振興課）
2 監査結果報告日	平成 29 年 2 月 20 日
3 措置通知日	平成 30 年 3 月 14 日
<p>4 監査結果の内容</p> <p><u>自主事業（高齢者割引・障がい者割引）の事前承認漏れ（結果）</u></p> <p>施設の使用料については、尼崎市立社会体育施設の設置及び管理に関する条例第 5 条第 2 項では、「教育委員会は、教育委員会規則で定める特別な理由があると認めるときは、使用料を減免することが出来る」と定められている。さらに、尼崎市立社会体育施設の設置及び管理に関する条例施行規則第 5 条においては「(1) 市内に主たる事務所を置くスポーツ団体が利用するとき。(2) その他教育委員会が特別な理由があると認めるとき。」が「特別な理由があるとき」とであると記載されている。</p> <p>屋内プールの使用は、大人 840 円、子ども 420 円だが、高齢者割引（尼崎市在住の 65 歳以上の方は 480 円）、障がい者割引（尼崎市在住の障害者手帳をお持ちの方は大人 420 円、子ども 210 円）については、尼崎市立社会体育施設の設置及び管理に関する条例第 5 条第 2 項の「教育委員会は、教育委員会規則で定める特別な理由があるときは、使用料を減免することが出来る」場合には該当しない。このため、公益財団法人尼崎市スポーツ振興事業団の基金を財源に、高齢者割引及び障がい者割引については、指定管理者が自主事業として実施している。</p> <p>自主事業については指定管理者が尼崎市に対して事前に事業計画書を提出しなければならない（尼崎市社会体育施設の管理に関する仮基本協定書第 19 条）が、指定管理者は、平成 27 年度事業計画書に当該高齢者割引・障がい者割引について記載していなかった。</p> <p>当該高齢者割引・障がい者割引について、事業計画の中で自主事業として行う旨を記載し、尼崎市の承認を得るべきであった。</p> <p style="text-align: right;">（社会体育施設）</p>	
<p>5 措置内容要旨</p> <p>「尼崎市社会体育施設の管理に関する仮基本協定書第 19 条」に、自主事業を実施する場合は、指定管理者は尼崎市に対して事前に事業計画書を提出するように定めている。そのため「高齢者割引・障がい者割引」についても、事前に指定管理者から事業計画書を提出させ、尼崎市の承認を得るように改善を行っていく。</p> <p>なお、平成 29 年 2 月 20 日に当該指摘を受けたが、平成 29 年度事業計画書（4 月 20 日受理）に「高齢者割引・障がい者割引」についての記載が間に合わなかったため、平成 29 年 8 月に、「高齢者割引・障がい者割引」についてを平成 29 年度事業計画書に追記をしている。</p>	

※ 「平成 28 年度 包括外部監査結果報告書」掲載ページ P73

措置通知表【包括外部監査】

1 措置を講じた団体	教育委員会事務局（中央図書館）
2 監査結果報告日	平成 29 年 2 月 20 日
3 措置通知日	平成 30 年 3 月 14 日
<p>4 監査結果の内容</p> <p><u>受贈物品についての適時の備品台帳登録漏れ（結果）</u></p> <p>尼崎市が寄贈を受けた場合には、尼崎市財務規則第 138 条の規定に基づく備品受入れ処理を行う必要がある。</p> <p>平成 26 年 11 月に「寄附申込書」の提出を受けて尼崎市が寄贈を受けたブックトラック 1 台について、尼崎市から寄贈者に対する礼状の送付は行っているものの、尼崎市財務規則第 138 条に定める適切な備品の受入れに関する決裁が行われたのは平成 28 年 9 月末であり、平成 28 年 10 月 31 日現在、尼崎市の備品台帳への登録が行われていなかった。寄贈を受けた備品についても尼崎市の資産として管理する必要がある点では購入資産と同じであり、規則に基づく適切な処理を行う必要がある。</p> <p style="text-align: right;">（北図書館）</p>	
<p>5 措置内容要旨</p> <p>当該備品については、備品現在簿への登録を完了した。 今後は寄贈を受けた備品についても適切に処理を行う。</p>	

※ 「平成 28 年度 包括外部監査結果報告書」掲載ページ P78

措置通知表【包括外部監査】

1 措置を講じた団体	市民協働局（ダイバーシティ推進課）
2 監査結果報告日	平成 29 年 2 月 20 日
3 措置通知日	平成 30 年 3 月 14 日
<p>4 監査結果の内容</p> <p><u>自主事業経費の市による負担（結果）</u></p> <p>尼崎市立女性・勤労婦人センターの管理に関する基本協定書第 20 条には、指定管理者が自主事業を行う場合、自己の責任と費用により実施する旨が定められている。</p> <p>また、年度協定においては、資格取得講座及び喫茶コーナーの運営は、指定管理者が独自で行う事業であり、市は経費負担を行わない旨が定められている。</p> <p>しかし、資格取得講座及び喫茶コーナーの運営事業は、尼崎市が、自主事業として実施するよう指示している事業であるとの所管課の判断から、所管課と指定管理者間で協議の上、企画・実施に係る人件費について指定管理業務に係る管理経費に含め、尼崎市が負担している。</p> <p>このため、資格取得講座及び喫茶コーナーの運営の企画・実施に係る人件費の取扱は、基本協定書及び年度協定書を逸脱している状況である。</p> <p>当該事業の経費の取扱いと協定書とを整合させるべきである。</p> <p style="text-align: right;">（女性・勤労婦人センター）</p>	
<p>5 措置内容要旨</p> <p>当該自主事業についての年度協定書の規定は、講師謝礼、教材費及び事務費など、実施にかかる実費について市が負担しない趣旨であったが、人件費を含む一切の経費を負担しないと解されるような文言となっていたため、平成 29 年 4 月より年度協定書を変更し、当該事業に係る経費の取扱いについて年度協定書の規定との整合を図った。</p>	

※ 「平成 28 年度 包括外部監査結果報告書」掲載ページ P86

措置通知表【包括外部監査】

1 措置を講じた団体	市民協働局（ダイバーシティ推進課）
2 監査結果報告日	平成 29 年 2 月 20 日
3 措置通知日	平成 30 年 3 月 14 日
<p>4 監査結果の内容</p> <p><u>管理経費により購入した備品管理簿の未作成（結果）</u></p> <p>尼崎市立女性・勤労婦人センターの管理に関する基本協定書第 15 条第 3 項において「指定管理者は、管理経費により備品を購入した場合は、当該備品の名称、数量等を別に定める女性センター備品管理簿に記載するものとする」と規定している。</p> <p>しかし、前指定管理期間（平成 22 年 4 月から平成 27 年 3 月）も、現在進行中の指定管理期間においても、管理経費により購入した備品の点数が少なく、現状管理に支障がないことを理由に、「備品管理簿」が作成されていなかった。</p> <p>基本協定書に従い、「備品管理簿」を作成する必要がある。</p> <p style="text-align: right;">（女性・勤労婦人センター）</p>	
<p>5 措置内容要旨</p> <p>基本協定書第 15 条第 3 項に従い、管理経費により購入した備品について、備品管理簿を作成した。</p>	

※ 「平成 28 年度 包括外部監査結果報告書」掲載ページ P87

措置通知表【包括外部監査】

1 措置を講じた団体	市民協働局（大庄地域振興センター）
2 監査結果報告日	平成 29 年 2 月 20 日
3 措置通知日	平成 30 年 3 月 14 日
<p>4 監査結果の内容</p> <p><u>再委託先が暴力団でないことの確認の未実施（結果）</u></p> <p>指定管理者についても、指定管理者が委託を行う業務について、暴力団等と契約しないことが求められている。</p> <p>上記①を除く施設では、現在、指定管理者は、指定管理業務の一部を再委託等する際に契約書を作成する場合には、「暴力団排除に関する特約」への合意書を入手している。しかし、契約書を作成せず、再委託等する場合は、本契約の契約書がなく、特約を付すことができないため、「暴力団排除に関する特約」への合意書を入手しておらず、また、暴力団等に該当しない旨等の誓約文を再委託先から徴取することもしていなかった。さらに、請負工事契約を締結する場合においても同様であった。</p> <p>尼崎市は、指定管理者が業務の再委託等を依頼する際に、尼崎市暴力団排除条例及び尼崎市事務事業からの暴力団等の排除措置に関する要綱に規定のとおり、再委託先が暴力団等でないことの確認を行うことの出来る仕組みを整備し、早急に指定管理者にその仕組みの運用を開始させる必要がある。</p> <p style="text-align: right;">（大庄地区会館）</p>	
<p>5 措置内容要旨</p> <p>指定管理者が行う契約行為について制度主管課である生活安全課に再確認し、平成 25 年 7 月に定められた手引きにならって、指定管理者が再委託する際には、基本的に市に準じた契約書面を作成し、誓約書を徴取するよう見直しを行った。</p> <p>今後も市と同様に契約取引先から誓約書を徴取する処理を指定管理者に徹底していく。</p>	

措置通知表【包括外部監査】

1 措置を講じた団体	市民協働局（大庄地域振興センター）
2 監査結果報告日	平成 29 年 2 月 20 日
3 措置通知日	平成 30 年 3 月 14 日
<p>4 監査結果の内容</p> <p><u>行政財産の使用許可漏れ（結果）</u></p> <p>大庄地区会館に設置されている飲料用自動販売機 2 台のうち、指定管理者制度導入以前から設置されている 1 台については、尼崎市が、設置業者に地方自治法第 238 条の 4 第 7 項の規定による許可（以下、行政財産使用許可）を行っているが、指定管理者が利用者の利便向上のため図書コーナーに設置したコーヒーの自動販売機 1 台については、「指定管理者の事業として設置するのであれば行政財産使用許可は必要ない」との所管課の判断により、行政財産使用許可が行われていなかった。</p> <p>公有財産の取得又は管理については、地方公共団体の長が総合的に調整する権限を有し（自治法第 238 条の 2）、行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる（自治法第 238 条の 4）。したがって、指定管理者に公有財産の貸付の権限はなく、指定管理者が自動販売機を設置するためには、尼崎市の行政財産の使用許可が必要となる。</p> <p>尼崎市は、当該施設の自動販売機設置にあたっては、行政財産使用を許可の上、行政財産使用料条例に基づく使用料を指定管理者から徴収する必要がある。</p> <p style="text-align: right;">（大庄地区会館）</p>	
<p>5 措置内容要旨</p> <p>指摘に基づき指定管理者において対応が検討され、その結果、維持管理にかかる手間と費用を勘案して撤去された。</p> <p>今後、指定管理者より設置申し出があった場合は、関連法令等に照らして適正に事務処理を行っていく。</p>	

措置通知表【包括外部監査】

1 措置を講じた団体	こども青少年本部事務局（青少年課）
2 監査結果報告日	平成 29 年 2 月 20 日
3 措置通知日	平成 30 年 3 月 14 日
<p>4 監査結果の内容</p> <p><u>再委託先が暴力団でないことの確認の未実施（結果）</u></p> <p>指定管理者についても、指定管理者が委託を行う業務について、暴力団等と契約しないことが求められている。</p> <p>一部の施設を除いて、現在、指定管理者は、指定管理業務の一部を再委託等する際に契約書を作成する場合には、「暴力団排除に関する特約」への合意書を入手している。しかし、契約書を作成せず、再委託等する場合は、本契約の契約書がなく、特約を付すことができないため、「暴力団排除に関する特約」への合意書を入手しておらず、また、暴力団等に該当しない旨等の誓約文を再委託先から徴取することもしていなかった。さらに、請負工事契約を締結する場合においても同様であった。</p> <p>尼崎市は、指定管理者が業務の再委託等を依頼する際に、尼崎市暴力団排除条例及び尼崎市事務事業からの暴力団等の排除措置に関する要綱に規定のとおり、再委託先が暴力団等でないことの確認を行うことの出来る仕組みを整備し、早急に指定管理者にその仕組みの運用を開始させる必要がある。</p> <p style="text-align: right;">（美方高原自然の家）</p>	
<p>5 措置内容要旨</p> <p>現在、当施設においては、再委託を行う際には必ず契約書を作成しており、その際、本市同様、暴力団排除に関する特約も含め、契約書を締結している。</p>	

措置通知表【包括外部監査】

1 措置を講じた団体	こども青少年本部事務局（青少年課）
2 監査結果報告日	平成 29 年 2 月 20 日
3 措置通知日	平成 30 年 3 月 14 日
<p>4 監査結果の内容</p> <p><u>市貸与備品の除却について所管課との協議及び報告漏れ（結果）</u></p> <p>尼崎市と指定管理者間で備品等の責任の所在や費用負担に関する見解の相違が発生しないよう、公の施設に備えられている尼崎市貸与備品等については台帳を整備し、その実在性を、尼崎市が適切に把握、確認することが必要である。</p> <p>尼崎市立美方高原自然の家指定管理者募集要項 別添 指定管理者が行う業務の内容及び履行方法 2 (5) ②には、指定管理者は、尼崎市の所有に属する物品について、尼崎市財務規則及び関係例規の管理の原則及び分類に基づいて管理を行う必要があり、また、廃棄等の異動については定期的に尼崎市への報告が必要である旨が規定されている。さらに、尼崎市財務規則第 143 条では、尼崎市の資産について、物品管理者である所管課長は、売却又は廃棄を行う前にはその資産の不用の決定をすることが求められているため、売却又は廃棄の前に所管課と協議を行う必要がある。</p> <p>しかしながら、指定管理者は、平成 24 年度以降、老朽化に伴い修理不可となった等の理由で廃棄した尼崎市貸与備品 17 件について、指定管理者の手元台帳には廃棄した旨を明記しているものの、所管課への事前協議なく廃棄しており、また、事後の除却報告も行っていなかった。指定管理者に質問したところ、募集要項に基づく除却報告を行う必要があることは認識していたものの、除却前に所管課との協議を行う必要がある旨は認識していないとのことであった。指定管理者は募集要項等に基づき、市貸与備品を除却する前には、所管課と協議を行い、除却後は、随時、除却報告を行う必要がある。</p> <p style="text-align: right;">（美方高原自然の家）</p>	
<p>5 措置内容要旨</p> <p>尼崎市貸与備品 17 件について、指定管理者に廃棄した理由を確認し、除却処理を行った。</p> <p>以降は、市貸与備品を廃棄する前には、市と協議することを徹底するなど、適切な備品管理を行っていく。</p>	

※ 「平成 28 年度 包括外部監査結果報告書」掲載ページ P102

措置通知表【包括外部監査】

1 措置を講じた団体	こども青少年本部事務局（青少年課）
2 監査結果報告日	平成 29 年 2 月 20 日
3 措置通知日	平成 30 年 3 月 14 日
<p>4 監査結果の内容</p> <p><u>行政財産の使用許可漏れ（結果）</u></p> <p>尼崎市公有財産規則第 28 条第 7 項には、尼崎市職員その他市長が指定する者が、通勤の用に供される自動車の駐車場として行政財産を使用するときには、駐車場利用者は行政財産の使用許可を得る旨が定められている。指定管理者職員についても、尼崎市職員に準じて使用許可を得る必要がある。</p> <p>美方高原自然の家は、自動車でなければ通勤が困難な場所に設置されているため、指定管理者職員は、通勤用自動車を当該施設の駐車場に駐車しているが、当該行政財産である駐車場について使用の許可を得ていない。このため、指定管理者は、早急に駐車場の行政財産使用許許可を得る必要がある。</p> <p>使用許可の手続に関しては、尼崎市公有財産規則第 37 条に基づき、別途要綱を定めることとなる。</p> <p style="text-align: right;">（美方高原自然の家）</p>	
<p>5 措置内容要旨</p> <p>別途駐車に関する要綱を定め、行政財産の使用許可の手続きを行った。</p>	

※ 「平成 28 年度 包括外部監査結果報告書」掲載ページ P103

措置通知表【包括外部監査】

1 措置を講じた団体	健康福祉局（高齢介護課）
2 監査結果報告日	平成 29 年 2 月 20 日
3 措置通知日	平成 30 年 3 月 14 日
<p>4 監査結果の内容</p> <p><u>再委託先が暴力団でないことの確認の未実施（結果）</u></p> <p>指定管理者についても、指定管理者が委託を行う業務について、暴力団等と契約しないことが求められている。</p> <p>一部の施設を除いて、現在、指定管理者は、指定管理業務の一部を再委託等する際に契約書を作成する場合には、「暴力団排除に関する特約」への合意書を入手している。しかし、契約書を作成せず、再委託等する場合は、本契約の契約書がなく、特約を付すことができないため、「暴力団排除に関する特約」への合意書を入手しておらず、また、暴力団等に該当しない旨等の誓約文を再委託先から徴取することもしていなかった。さらに、請負工事契約を締結する場合においても同様であった。</p> <p>尼崎市は、指定管理者が業務の再委託等を依頼する際に、尼崎市暴力団排除条例及び尼崎市事務事業からの暴力団等の排除措置に関する要綱に規定のとおり、再委託先が暴力団等でないことの確認を行うことの出来る仕組みを整備し、早急に指定管理者にその仕組みの運用を開始させる必要がある。</p> <p style="text-align: right;">（老人福祉センター（A館）4施設）</p>	
<p>5 措置内容要旨</p> <p>指定管理者と再委託先が契約書を締結しない場合においても、尼崎市事務事業からの暴力団等の排除措置に関する要綱第 5 条に基づき、再委託先から誓約書を提出させることにより、再委託先が暴力団等でないことを確認している。</p>	

※ 「平成 28 年度 包括外部監査結果報告書」掲載ページ P44

措置通知表【包括外部監査】

1 措置を講じた団体	健康福祉局（高齢介護課）
2 監査結果報告日	平成 29 年 2 月 20 日
3 措置通知日	平成 30 年 3 月 14 日
<p>4 監査結果の内容</p> <p><u>市貸与重要物品の現物確認未実施（結果）</u></p> <p>尼崎市立老人福祉センター指定管理者管理業務仕様書 1 (4) ③において、「指定管理者は、尼崎市の所有に属する備品のうち重要物品については、尼崎市公有財産規則に基づく現在高の調査を行い、尼崎市に報告すること。」と定められている。また、尼崎市公有財産規則第 68 条にも同様の旨が規定されており、指定管理者は尼崎市所有備品のうち、重要物品について、少なくとも年に 1 回の現物確認が必要とされている。</p> <p>しかし、当施設においては、指定管理者が、平成 25 年度及び平成 28 年度には、重要物品の現物確認を行ったとのことだが、現状では、尼崎市立老人福祉センター指定管理者管理業務仕様書 1 (4) ③に定められている尼崎市への報告がなされていない。公の施設に備えられている既存の備品等について尼崎市が把握、確認できる状態にないと、例えば引き継ぎや、備品買い替えの際、尼崎市と指定管理者間で備品等の責任の所在や費用負担に関して見解の相違が生じてトラブルが生じる恐れがある。このような事態に陥ることを防止するため、指定管理者は、定期的に重要物品の現物確認を行う必要がある。</p> <p style="text-align: right;">（老人福祉センター（A 館）4 施設）</p>	
<p>5 措置内容要旨</p> <p>老人福祉センターにおける年間スケジュールを勘案する中で、平成 29 年度から、毎年 11 月頃に指定管理者と現物確認を行うこととした。</p>	

※ 「平成 28 年度 包括外部監査結果報告書」掲載ページ P110

措置通知表【包括外部監査】

1 措置を講じた団体	健康福祉局（高齢介護課）
2 監査結果報告日	平成 29 年 2 月 20 日
3 措置通知日	平成 30 年 3 月 14 日
4 監査結果の内容	<p><u>市貸与備品の除却処理漏れ（結果）</u></p> <p>平成 25 年度に行われた、市貸与備品の現在高の調査の際に、指定管理者から尼崎市へ除却が報告された資産について、所管課において「備品現在簿」からの除却処理が行われていなかったものが、平成 28 年度の現在高調査により発見された。内容については次のとおりである。</p> <p>指定管理者から尼崎市へ市貸与備品の除却に関する報告があった場合には、尼崎市は速やかに「備品現在簿」から除却処理を行う必要がある。</p> <p style="text-align: right;">（老人福祉センター（A 館）4 施設）</p>
5 措置内容要旨	<p>平成 28 年度中（平成 29 年 3 月 31 日付）に事務処理済である。</p>

※ 「平成 28 年度 包括外部監査結果報告書」掲載ページ P110

措置通知表【包括外部監査】

1 措置を講じた団体	市民協働局（ダイバーシティ推進課）
2 監査結果報告日	平成 29 年 2 月 20 日
3 措置通知日	平成 30 年 3 月 14 日
<p>4 監査結果の内容</p> <p><u>再委託先が暴力団でないことの確認の未実施（結果）</u></p> <p>指定管理者についても、指定管理者が委託を行う業務について、暴力団等と契約しないことが求められている。</p> <p>一部の施設を除いて、現在、指定管理者は、指定管理業務の一部を再委託等する際に契約書を作成する場合には、「暴力団排除に関する特約」への合意書を入手している。しかし、契約書を作成せず、再委託等する場合は、本契約の契約書がなく、特約を付すことができないため、「暴力団排除に関する特約」への合意書を入手しておらず、また、暴力団等に該当しない旨等の誓約文を再委託先から徴取することもしていなかった。さらに、請負工事契約を締結する場合においても同様であった。</p> <p>尼崎市は、指定管理者が業務の再委託等を依頼する際に、尼崎市暴力団排除条例及び尼崎市事務事業からの暴力団等の排除措置に関する要綱に規定のとおり、再委託先が暴力団等でないことの確認を行うことの出来る仕組みを整備し、早急に指定管理者にその仕組みの運用を開始させる必要がある。</p> <p style="text-align: right;">（地域総合センター塚口）</p>	
<p>5 措置内容要旨</p> <p>現在、尼崎市立地域総合センター塚口では、契約書を作成しない再委託がないことを確認し、「暴力団排除に関する特約」を入手することにより、再委託先が暴力団等でないことを確認している。</p>	

※ 「平成 28 年度 包括外部監査結果報告書」掲載ページ P44

措置通知表【包括外部監査】

1 措置を講じた団体	市民協働局（ダイバーシティ推進課）
2 監査結果報告日	平成 29 年 2 月 20 日
3 措置通知日	平成 30 年 3 月 14 日
<p>4 監査結果の内容</p> <p><u>建築物設備点検の結果発見された事項への未対応（結果）</u></p> <p>尼崎市は指定管理者に対し、年度協定書VI3に基づき建築基準法第 12 条第 2 項及び同上第 4 項に基づく建築物設備点検業務の実施を求めている。</p> <p>人命を損なう危険性のある事項や、災害時に被害の拡大を防ぐ目的で実施する事項を発見することを目的としている建築基準法に基づく建築物設備点検へは、優先的に対応する必要がある。しかし、平成 27 年度における建築基準法に基づく建築物設備点検の結果、料理教室の防火ダンパー未設置や弱電盤にふたがない等の事項計 8 件が発見されたものの、指定管理者は、1 年超工事を実施していなかった。</p> <p>所管課は、指定管理者との毎月の定例会議やメール連絡等において、複数回、建築基準法に基づく建築物設備点検の結果への速やかな対応を指示したが、指定管理者は、平成 27 年度中に優先して早急に対応することができていなかった。結果として、建築基準法に基づく建築物設備点検の結果への対応工事を実施したのは、平成 28 年度（平成 28 年 9 月）となった。なお、建築基準法に基づく建築物設備点検の結果発見された事項への対応方針や対応期限については、協定書等に明記されていなかった。</p> <p>建築基準法に基づく建築物設備点検の結果発見された事項については、指定管理者は、所管課へ報告、協議のうえ、速やかに対応する必要がある。また、所管課と指定管理者との認識が相違ないように、同点検の結果発見された事項への対応方針や対応期限について、仕様書や協定書等に記載することも有用である。</p> <p style="text-align: right;">（地域総合センター塚口）</p>	
<p>5 措置内容要旨</p> <p>点検の結果発見された事項への対応については、平成 29 年度から尼崎市立地域総合センター管理業務実施要項Ⅲ 6（1）において「～発見後 1 月以内に修繕などの必要な措置を講じること。～」と定めている。</p>	

※ 「平成 28 年度 包括外部監査結果報告書」掲載ページ P117

措置通知表【包括外部監査】

1 措置を講じた団体	こども青少年本部事務局（こども家庭支援課）
2 監査結果報告日	平成 29 年 2 月 20 日
3 措置通知日	平成 30 年 3 月 14 日
<p>4 監査結果の内容</p> <p><u>市貸与重要物品の現物確認未実施（結果）</u></p> <p>尼崎市尼崎学園管理業務実施要綱 5 (2) には、「乙は、甲の所有に属する備品のうち、重要物品については、尼崎市公有財産規則に基づく現在高の調査を行い、甲に報告すること。」と定められており、指定管理者は尼崎市所有備品のうち、重要物品について、年に 1 回、現物確認を行う必要がある。</p> <p>しかし、指定管理者は、尼崎市貸与の重要物品のうち、一部については現物を確認したものの、すべての重要物品につき、年に 1 回現物を確認することは実施できていないため、現状では、尼崎市尼崎学園管理業務実施要綱 5 (2) 違反の状態となっている。なお、指定管理者によると、平成 26 年 2 月の園舎移転時に、日常業務の繁忙から備品台帳における設置場所の記載箇所が更新がされていなかったことが、網羅的に現物確認を行えていない要因となっているとのことである。</p> <p>公の施設に備えられている既存の備品等について尼崎市が把握・確認できる状態にないと、例えば引き継ぎや、備品買い替えの際、尼崎市と指定管理者間で備品等の責任の所在や費用負担に関して見解の相違が生じる恐れがある。このような見解の相違から生じるトラブルを防ぐ観点からも、備品台帳の更新のために、定期的に、指定管理者が備品の実在性を確認することを基本協定書等に明記し、指定管理者はすべての備品の現物を定期的に確認する必要がある。</p> <p style="text-align: right;">(尼崎学園)</p>	
<p>5 措置内容要旨</p> <p>指摘後直ちに、指定管理者及び所管課職員で貸与備品（現物）について備品台帳における設置場所等の誤りがないか現物確認を実施した。今後においてはモニタリング調査の際に備品の現物確認を行うなど、定期的に確認する体制を整える。</p>	

措置通知表【包括外部監査】

1 措置を講じた団体	健康福祉局（障害福祉課）
2 監査結果報告日	平成 29 年 2 月 20 日
3 措置通知日	平成 30 年 3 月 14 日
<p>4 監査結果の内容</p> <p><u>再委託先からの暴力団排除のための合意書の未入手（結果）</u></p> <p>指定管理業務の遂行に当たり、業務の一部を再委託する場合、再委託先が暴力団等でないことを確認する必要がある。しかし、指定管理者は、再委託先が尼崎市の登録業者名簿に掲載されている業者であれば、再委託先が暴力団であることの確認は不要であると判断し、再委託先への委託契約書を作成する際に、「暴力団排除に関する特約」への合意書を入手する等による、再委託先が暴力団等ではないことの直接的な確認を実施していなかった。</p> <p>指定管理者が再委託に係る契約書を作成する際には、尼崎市暴力団排除条例及び尼崎市事務事業からの暴力団等の排除措置に関する要綱に規定のとおり、再委託先が暴力団等でないことの確認を行う必要がある旨を協定書に記載の上、確認を徹底する必要がある。</p> <p style="text-align: right;">（たじかの園）</p>	
<p>5 措置内容要旨</p> <p>平成 29 年 4 月 1 日の委託契約書において、再委託先から誓約書を徴取した。</p> <p>また、尼崎市立たじかの園の指定管理に係る仕様書に暴力団排除に関する事項として、尼崎市暴力団排除条例及び尼崎市事務事業からの暴力団等の排除措置に関する要綱に基づき、必要な措置を講ずることを定めた。</p>	

※ 「平成 28 年度 包括外部監査結果報告書」掲載ページ P132

措置通知表【包括外部監査】

1 措置を講じた団体	健康福祉局（生活衛生課）
2 監査結果報告日	平成 29 年 2 月 20 日
3 措置通知日	平成 30 年 3 月 14 日
<p>4 監査結果の内容</p> <p><u>再委託先が暴力団でないことの確認の未実施（結果）</u></p> <p>指定管理者についても、指定管理者が委託を行う業務について、暴力団等と契約しないことが求められている。</p> <p>一部の施設を除いて、現在、指定管理者は、指定管理業務の一部を再委託等する際に契約書を作成する場合には、「暴力団排除に関する特約」への合意書を入手している。しかし、契約書を作成せず、再委託等する場合は、本契約の契約書がなく、特約を付すことができないため、「暴力団排除に関する特約」への合意書を入手しておらず、また、暴力団等に該当しない旨等の誓約文を再委託先から徴取することもしていなかった。さらに、請負工事契約を締結する場合においても同様であった。</p> <p>尼崎市は、指定管理者が業務の再委託等を依頼する際に、尼崎市暴力団排除条例及び尼崎市事務事業からの暴力団等の排除措置に関する要綱に規定のとおり、再委託先が暴力団等でないことの確認を行うことの出来る仕組みを整備し、早急に指定管理者にその仕組みの運用を開始させる必要がある。</p> <p style="text-align: right;">（弥生ヶ丘斎場）</p>	
<p>5 措置内容要旨</p> <p>平成 28 年度に指定管理者に対して、契約書を作成しない場合についても、再委託契約等する場合には暴力団等でないことの確認を行うよう指示した。</p> <p>平成 29 年度からは、再委託等する場合に「暴力団排除に関する特約」への合意書を入手するよう仕組みの構築を行った。</p>	

※ 「平成 28 年度 包括外部監査結果報告書」掲載ページ P44

措置通知表【包括外部監査】

1 措置を講じた団体	健康福祉局（生活衛生課）
2 監査結果報告日	平成 29 年 2 月 20 日
3 措置通知日	平成 30 年 3 月 14 日
<p>4 監査結果の内容</p> <p><u>再委託先からの暴力団排除のための合意書の未入手（結果）</u></p> <p>尼崎市では、尼崎市暴力団排除条例が平成 25 年 7 月 1 日から施行されたことに伴い、尼崎市の契約から暴力団及び暴力団員並びにこれらと密接な関係を有する者（以下「暴力団等」という。）を排除するため、尼崎市暴力団排除条例及び尼崎市事務事業からの暴力団等の排除措置に関する要綱に基づき、指定管理者が再委託を行う業務についても暴力団等と契約しないことを求めている。</p> <p>しかし、指定管理者の再委託業務において、指定管理者が再委託先への契約を作成する際に、「暴力団排除に関する特約」への合意書を入手する等再委託先が暴力団等でないことの確認が行われていない。</p> <p>指定管理者が再委託に係る契約書を作成する際には、尼崎市暴力団排除条例及び尼崎市事務事業からの暴力団等の排除措置に関する要綱に規定のとおり、再委託先が暴力団等でないことの確認を行う必要がある旨を協定書に記載の上、確認を徹底する必要がある。</p> <p style="text-align: right;">（弥生ヶ丘斎場）</p>	
<p>5 措置内容要旨</p> <p>平成 28 年度に指定管理者に対して、再委託契約を結ぶ際に暴力団等でないことの確認を行うよう指示し、「暴力団排除に関する特約」等を徴取することとした仕組みを構築した。</p>	

※ 「平成 28 年度 包括外部監査結果報告書」掲載ページ P141

措置通知表【包括外部監査】

1 措置を講じた団体	都市整備局（住宅・住まいづくり支援課）
2 監査結果報告日	平成 29 年 2 月 20 日
3 措置通知日	平成 30 年 3 月 14 日
<p>4 監査結果の内容</p> <p><u>管理経費実績額のモニタリング不足（結果）</u></p> <p>指定管理者候補者が、仕様書において要求されている管理業務を行うために提案した収支計画（予算）について、実現可能であるか否かを判断した上で指定管理者を選定するためには、尼崎市は指定管理者の作成する収支計画（予算）を入手する必要がある。そして、年度終了後には、指定管理業務に関する適切なコストを把握し、次の指定時の予算策定に役立てるために、尼崎市は管理経費の実績額（「収支決算書」）を入手し、精査する必要がある。</p> <p>請求書と異なる金額や、予算合計額と収支計算書合計額を一致させるための金額を「収支決算書」に記載している要因は、指定管理者が、収支決算書には支出の実績額を計上するのではなく、予算額を計上するものと認識していたためである。</p> <p>一方、所管課も、平成 25 年度から平成 27 年度の指定管理期間にわたり、毎年、予算額合計額と実績額合計額が一致しているという不自然な状況であるにもかかわらず、根拠証憑の提出を求め実績額の検証を行うことや、正確な実績額を報告するように指導をすることを実施してこなかった。</p> <p>正確な実績額を指定管理者が報告しない状況が継続すると、尼崎市が、当該施設の管理に係る適切なコストを正しく把握することができなくなり、次回更新時に、過大な指定管理料を支出する契約を締結してしまう恐れがある。このような事態に陥ることを防止するために、所管課は、決算書には支出の実績額を計上するよう指定管理者に指導する必要がある。管理経費の実績額合計額と予算額合計額が一致しているなど、不自然な状況を発見した場合は、適宜、収支決算書計上額の根拠証憑の提出を求め、収支決算書と証憑の照合を行うなどにより、収支決算書が支出の実績額を計上しているかという観点からモニタリングを強化するべきである。</p> <p style="text-align: right;">（富松住宅）</p>	
<p>5 措置内容要旨</p> <p>事業報告書には、予定額ではなく、正確な実績額を報告するように指定管理者へ指導した結果、平成 28 年度の事業報告書には、実績額を計上し、一般管理費を諸経費と管理状況報告書作成費とに分類し、諸経費について算出方法を明記している。</p> <p>また、平成 29 年度以降についても同様に報告することを明確にするため、尼崎市立富松住宅の管理に関する年度協定書に管理経費の収支状況を報告する際は、一般管理経費（事務手数料）の内訳を明確に示しておくことを追記している。</p> <p>今後は、当該報告について実績額の検証を行うなど、モニタリングの強化を図っていく。</p>	

※ 「平成 28 年度 包括外部監査結果報告書」掲載ページ P158

措置通知表【包括外部監査】

1 措置を講じた団体	都市整備局（住宅・住まいづくり支援課）
2 監査結果報告日	平成 29 年 2 月 20 日
3 措置通知日	平成 30 年 3 月 14 日
<p>4 監査結果の内容</p> <p><u>管理業務の再委託について事前承認漏れ（結果）</u></p> <p>尼崎市立富松住宅の管理に関する仮基本協定書第 20 条において、管理業務の一括再委託は禁止されており、第三者に委託する場合は尼崎市の承認が必要である旨が定められている。</p> <p>しかし、第三者へ再委託している次の保守管理業務すべてについて、尼崎市の承認がされていなかった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上水道設備保守管理業務 ・排水管清掃業務 ・樹木剪定・害虫駆除業務 ・除草業務 ・特殊建物定期点検業務 <p>尼崎市立富松住宅の管理に関する仮基本協定書に従い、第三者へ再委託している管理業務については尼崎市の事前承認が必要であった。</p> <p style="text-align: right;">（富松住宅）</p>	
<p>5 措置内容要旨</p> <p>第三者へ再委託している管理業務については尼崎市の事前承認を徹底した。</p>	

※ 「平成 28 年度 包括外部監査結果報告書」掲載ページ P163

措置通知表【包括外部監査】

1 措置を講じた団体	都市整備局（住宅・住まいづくり支援課）
2 監査結果報告日	平成 29 年 2 月 20 日
3 措置通知日	平成 30 年 3 月 14 日
4 監査結果の内容 <u>住宅返還届申請書の記載漏れ（結果）</u>	<p>退去の際は、退去者に「住宅返還届申請書」を記載してもらい、指定管理者が、住宅返還日前に部屋に残存物のないことを退去者立会のもと確認の上、退去者から鍵を返還してもらい、同申請書に残存物及び受け取った鍵の本数を記載している。</p> <p>平成 27 年度に退去あるいは、富松住宅内の別の部屋に転居した 11 名の「住宅返還届申請書」を閲覧したところ、2 名につき「立会日に返還を受けた鍵の本数」の記載欄が空白であった。指定管理者によると、当初入居者に渡した鍵の本数（入居者の申請による）と同じ本数の鍵の返還を受けたと記憶しているが、「住宅返還申請書」への記載が漏れていたとのことであった。</p> <p>今回の事案は鍵の返還は受けており、申請書への記載漏れとのことだが、今後は、漏れなく記録を残す必要がある。また所管課は「住宅返還申請書」に記載漏れや異常がないかをチェックして、指定管理者に記載漏れがないよう指導すべきである。</p> <p style="text-align: right;">（富松住宅）</p>
5 措置内容要旨	<p>「住宅返還申請書」に記載漏れや異常がないかをチェックして、指定管理者に記載漏れがないよう指導した。</p>

※ 「平成 28 年度 包括外部監査結果報告書」掲載ページ P164

措置通知表【包括外部監査】

1 措置を講じた団体	健康福祉局（福祉課）
2 監査結果報告日	平成 28 年 2 月 22 日
3 措置通知日	平成 30 年 3 月 14 日
<p>4 監査結果の内容</p> <p><u>財務会計システムの貸付残高と個人別の貸付金台帳残高の相違（結果）</u></p> <p>平成 26 年度末の財務会計システムの残高と個人別の貸付金残高を記録した台帳（以下「貸付金管理台帳」という）を照合した結果、「1. 概要（9）収入未済額の内訳」のとおり、70 千円の差異が生じていた。</p> <p>福祉課の担当者によると、差異が生じた原因は小口生活つなぎ資金（平成 4 年度廃止）の台帳と調定額の未照合による台帳の記載誤りが原因ではないかと考えており、現在、差異の内容を調査中であるが、当貸付金については、財務会計システム上、個人別に調定を行っている場合と、調定年度ごとに合計金額で調定している場合があり、照合作業に時間がかかるため、現時点では、差異金額の内容（貸付先、金額等）は特定できていない。</p> <p>当該問題は、貸付金残高と貸付金管理台帳を照合し、差異の内容を調査し、適切に会計処理を実施していれば生じなかったものと考えられる。</p> <p>小口生活つなぎ資金は、平成 4 年に廃止されており、現在の財務会計システムが導入される以前の事務処理の処理誤りにより生じたものと推定されるが、残高の照合を適切に実施すべきである。</p> <p style="text-align: right;">（更生援護資金貸付金回収金）</p>	
<p>5 措置内容要旨</p> <p>平成 26 年度末の財務会計システムの残高明細と個人別の貸付金残高を記録した台帳明細を照合した結果、小口生活つなぎ資金の個人別台帳明細において、全額(30,000 円)償還済であるにも拘らず、償還額が 0 円として整理されていた者が 2 人、償還額が 20,000 円であるにも拘らず、10,000 円として整理されていた者が 1 人含まれていたため、各々適正な数値に修正した。</p>	

※ 「平成 27 年度 包括外部監査結果報告書」掲載ページ P77

措置通知表【包括外部監査】

1 措置を講じた団体	健康福祉局（介護保険事業担当）
2 監査結果報告日	平成28年2月22日
3 措置通知日	平成30年3月14日
<p>4 監査結果の内容</p> <p><u>適切な時効管理と不納欠損処理（結果）</u></p> <p>時効期間が到来し、消滅時効が完成しているにも関わらず、不納欠損処理が行われていない債権が発見された。</p> <p>市では、納付交渉の結果、分割納付を認めた場合には滞納債権総額についての納付計画書を作成し、納期限別の納付書とともに債務者に送付している。また、その際に、納付計画書の作成により債務承認され、時効が中断されたとして、介護保険システムにて時効完成日の延長入力を行っている。</p> <p>しかし、当該納付計画書は、納付誓約書の形式ではなく、納付計画に対する債務者の承認印の押印や署名欄はないため、納付計画書送付の時点で、債務者による滞納総額に対する債務承認が行われたという証拠が残っていない。このため、納付計画書の送付後、当該納付書により納付されれば、納付時点で、債務承認による時効中断が行われたと判断できるが、納付のなかった債権については、債務承認されたという記録がないため、当初の時効期間到来時点（督促状送付の2年後）で、不納欠損処理を行う必要がある。</p> <p>次表については、分割納付計画書を送付したが、納付計画とおりの納付がなかったため、納期限の20日後の督促状発送日から2年後に時効が完成しているが、平成26年度中に不納欠損処理がされていなかった。</p> <p>なお、今回閲覧したサンプルの中には、本来時効が到来しているにもかかわらず収納を行っているものは発見されなかった。</p> <p style="text-align: right;">（介護保険料）</p>	
<p>5 措置内容要旨</p> <p>平成28年4月より分割納付の申し出がある場合は、納付誓約書の提出を求め時効中断手続きを行っている。</p> <p>しかし、納付誓約書の提出を拒まれた場合は口頭で滞納状況の説明を行う。後日滞納明細書と納付書を交付し、この納付書で領収を確認した場合に債務承認として不納欠損予定日（時効前日）延長処理を行う。</p> <p>また、口頭で滞納状況の説明を行う時には時効になっていないが、納付指定期限（本人が納付予定としている）時点では時効になる場合は、この時点で債務承認として時効中断を行い納付書を交付し後日滞納明細書の交付を行う。収納が確認できなかった場合には時効中断を取消し、中断前の不納欠損予定日に修正し時効の適切な管理を行っている。</p> <p>包括外部監査の時点でも同じようにしていたが、チェックができていなかったため、チェックができるように、納付誓約書の提出以外の被保険者については、係内で情報共有を図るため時効延長リストを作成しデータ上で管理し、定期的に収納管理及び時効管理を行えるように改善した。</p>	

※ 「平成27年度 包括外部監査結果報告書」掲載ページ P136

措置通知表【包括外部監査】

1 措置を講じた団体	健康福祉局（保護課）
2 監査結果報告日	平成 28 年 2 月 22 日
3 措置通知日	平成 30 年 3 月 14 日
<p>4 監査結果の内容</p> <p><u>ケースファイルの管理を徹底すべき（結果）</u></p> <p>生活保護を開始されると、生活保護受給者ごとにケースファイルを作成し、生活保護の決定にかかる記録のほか、開始以降の家庭訪問時の状況や納付交渉の過程等にかかる記録を関連資料と合わせて当該ファイルに保存することとなる。</p> <p>保護受給中の場合は、査察指導担当が福祉事務所内でケースファイルを保管し、保護廃止になれば、債務が残っている者については債権の所管変更に伴い管理・経理担当へ引き継がれることとなっている。</p> <p>しかし、サンプル（D）及び（Z）について、調査日現在においてケースファイルを確認しようとしたところ、その所在が不明であった。これらのサンプルは管理・経理担当の所管であるため、保護課執務室にて保管されるはずであるが、市は、平成 26 年度までは、引継時に引き継いだファイルのリストを作成しておらず、査察指導担当、管理・経理担当ともに、ファイルの棚卸作業を実施していないため、探しのない状況である（市によると、ケースファイルの引継ぎ漏れにより査察指導担当で未だ保管されている可能性も否定できない、とのことであった）。</p> <p>なお、市によると平成 27 年度からは、ケースファイルの引継ぎの際には引継ぎリストを作成し、ケースファイル現物との照合を行っているとのことである。</p> <p>ケースファイルは個人情報記載された資料が多く含まれているため、取扱いに注意し、各担当が保管するケースファイルについて定期的に棚卸を実施し、所管が変更される際には引継ぎリストを作成するなど、管理水準を向上させる取組が必要であると考える。</p> <p style="text-align: right;">（生活保護費返還金等収入）</p>	
<p>5 措置内容要旨</p> <p>保健福祉センターの 2 所化に伴い、査察指導担当、管理・経理担当が保管しているケースファイルについて棚卸を行った。</p> <p>また、ケースファイルの引き継ぎについては、漏れがないように引き継ぎリストを作成して確認しており、今後はケースファイルの保管場所が明確になるように管理を行っていく。</p>	

※ 「平成 27 年度 包括外部監査結果報告書」掲載ページ P160

措置通知表【包括外部監査】

1 措置を講じた団体	都市整備局（市街地整備課）
2 監査結果報告日	平成23年2月21日
3 措置通知日	平成30年3月14日
4 監査結果の内容	<p><u>東難波町5丁目450-1及び東園田町8丁目72-8の土地についての財産区分の変更について(結果)</u> 東園田町8丁目72-8の土地については、「道路」として使用されていることにもかかわらず普通財産として管理していることは、規則の趣旨である「公有財産の適正な管理」という観点から問題があるため、「普通財産」から「行政財産」へ財産分類の変更を行う必要がある。 (開発部管理担当課普通財産)</p>
5 措置内容要旨	行政財産へ財産分類変更を行った。

※ 「平成22年度 包括外部監査結果報告書」掲載ページ P195

措置通知表【包括外部監査】

1 措置を講じた団体	都市整備局（市街地整備課）
2 監査結果報告日	平成 23 年 2 月 21 日
3 措置通知日	平成 30 年 3 月 14 日
4 監査結果の内容 <u>財産区分の変更について（結果）</u>	当該用地について、平成 10 年に取得した土地が、長期間にわたり公有財産台帳へ登載されていなかったこと、「道路」として使用されているにもかかわらず普通財産として管理していることは、規則の趣旨である「公有財産の適正な管理」という観点から問題がある。当該用地については、「普通財産」から「行政財産」への財産分類の変更を行う必要がある。 (再開発調整担当普通財産（東園田町 8）)
5 措置内容要旨	行政財産へ財産分類変更を行った。

※ 「平成 22 年度 包括外部監査結果報告書」掲載ページ P200